

よくあるお問い合わせ

1. 返戻に関するお問い合わせについて

{
 明細書・・・請求明細書
 実績記録票・・・サービス提供実績記録票
 管理結果票・・・利用者負担上限額管理結果票

エラーコード	エラー内容	問い合わせ先
・EG〇〇 (〇〇には数字) 例) EG03 EG13	・連合会に登録されている受給者情報が、請求内容と適合しないため起こっているエラーです。情報送信元である市町村にお問い合わせください。	・市町村
・S×〇〇 (×には英字、〇〇には数字) 例) SS99	・市町村の判断による返戻です。市町村により返戻判断が異なるため、必ず該当の市町村にお問い合わせください。	・市町村
・「受付：事業所(障害児施設)台帳」のエラー 例) PA〇〇 PJ〇〇	・「受付：事業所(障害児施設)台帳」から始まるエラーについては、連合会に登録されている事業所情報が、請求内容と適合しないため起こっているエラーです。宮崎市内の事業所は宮崎市、その他の市町村の事業所については宮崎県が情報送信元となっておりますので、市または県へご確認ください。	・宮崎市内 →宮崎市 ・宮崎市以外 →宮崎県
・EE01,03 ・EE67,68	・上限額管理の対象者の場合は、明細書や管理結果票に記載されている相手方の事業所番号に誤りがないかご確認ください。 ・該当の事業所が地域生活支援事業所であった場合もエラーとなります。詳しくは、連合会までお問い合わせください。	・連合会
・EC01 ・EC02	・同月内で二重請求となっている状態です。請求情報の差し替え等で取下げを行う場合は、「電子請求受付システム」にログイン後、「照会一覧」から取下げたい請求情報の「詳細」を開き、「取下げ」及び「送信」を実行して下さい。事業所による請求の取下げは毎月10日まで行うことができます。	・連合会

エラーコード	エラー内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ E D 0 1 ・ E D 0 2 	<p>・過去に同じ請求を提出済みであり、報酬支払いも完了している状態です。請求内容に変更、訂正がある場合は、該当の市町村に過誤申請を行った上で再請求してください。</p> <p>※過誤処理は毎月 10 日近くに行われるため、仮審査の際には処理が行われておりません。仮審査結果にて該当のエラーが発生した場合、本番の審査で解消されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤申請 →市町村 ・過誤処理についてのご質問など →連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ E C 0 8 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に提出した管理結果票が残った状態で新しい管理結果票を提出しています。管理結果票の情報作成区分を「新規」から「修正」に変更して再提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ E N 2 1 ・ E N 2 4 (E N 2 4 は障害児の請求のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E N 2 1 の場合は「利用者負担額②」の値が 1 割相当額と同じ金額になっているかご確認ください。 ・ E N 2 4 の場合は上記に加え、多子軽減対象者の場合は「利用者負担額②」の値が多子軽減対象区分に対応した値となっているかご確認ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会 ・市町村 (多子軽減対象区分の確認に関して)
<ul style="list-style-type: none"> ・ E J 0 8 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理結果票でのエラーです。管理結果後利用者負担額が正しく入力されていること及び管理結果が対応した区分になっていることをご確認ください。 ・管理結果の区分は以下の通りです。 区分 1 : <u>管理事業所のみ</u>で上限月額まで達した場合 区分 2 : 複数の事業所の利用者負担額の合算で、<u>上限まで達していない</u>場合 区分 3 : 複数の事業所の利用者負担額の合算で、<u>上限まで達した</u>場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ E J 1 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書でのエラーです。管理結果額が正しく入力されていること及び管理結果が対応した区分になっていることをご確認ください。 ・管理結果の区分は上記のエラー「E J 0 8」の内容の通りです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会

※上記以外の返戻については、F A X 質問票により連合会にお問い合わせください。

2. 請求送信時のエラーについて

エラーメッセージ	対処方法
・請求時に「付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。パソコンにインストールされた証明書の有効期限が切れています。証明書の更新及びインストールを行い、再度請求情報を送信してください。」と表示される。	・証明書の有効期間（3年）が終了しています。電子請求受付システムより新しい証明書の発行申請を行ってください。発行申請がお済みである場合、発行された新しい証明書をパソコンにインストールしていない可能性があります。電子請求受付システムの証明書の項目より、新しい証明書をインストールしてください。

- ※1 証明書の発行までには、申請を受けてから数日ほどかかる場合があります。お急ぎの場合は、連合会までご連絡ください。
- ※2 証明書のダウンロード・インストールについては、電子請求受付システムから取得できるマニュアル「障害者総合支援電子請求受付システム事業所マニュアル」→「電子請求受付システム 導入マニュアル（事業所編）」→「電子証明書の取得」をご参考ください。

3. 電子請求受付システム、簡易入力システム、取込送信システムについて

システムの設定や入力、操作については「電子請求ヘルプデスク」までお問い合わせください。

障害者総合支援 電子請求ヘルプ デスク	電話	0570-059-403	<ul style="list-style-type: none"> ・電子請求受付システム ・簡易入力システム ・取込送信システム ・署名/複合ツール ・サポートソフトウェア
	F A X	0570-059-433	
	メール	mail@support-e-seikyuu.jp	

- ※1 受付時間は、平日の10:00～17:00とする。（土日祝日を除く）
- ※2 請求期間（毎月1日～10日）については受付日程の変更がある場合、電子請求受付システムにて別途お知らせを送付